

(総則)

第1条 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域の日常生活・社会経済活動の基盤となるバス・タクシー事業が行う人手不足対策の取組に対して支援を行うことにより、地域の公共交通の維持を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の補助対象事業、補助対象事業者(以下「事業者」という。)、補助対象経費及び補助率は別表によるものとし、補助金の額は、予算の範囲内において定めるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、別紙第1号様式による旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に添付書類を添えて、国土交通大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 大臣は、前条の規定に基づき、事業者から申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表の定めるところにより交付決定を行う。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容を別紙第2号様式による旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金交付決定通知書により事業者に通知するものとする。

3 大臣は、第1項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた事業者は、補助金の決定の内容又はその条件に不服があるときは、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げることができる期限は、前条第2項の通知があった日から20日以内に、別紙第3号様式による旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第7条 事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ別紙第4号様式による旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金計画変更承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別紙第5号様式による補助対象事業中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、別紙第6号様式による旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金事故報告書をすみやかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときはすみやかに別紙第7号様式による旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認があった日から1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙第8号様式による旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 大臣は、前条に規定する実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙第9号様式による旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金額の確定通知書を当該事業者に通知するものとする。なお、補助金の額の確定の方法は別表に定めるところによる。

(補助金の支払請求)

第13条 事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合は、別紙第10号様式による旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金支払請求書を提出するものとする。ただし、大臣が必要と認めた場合は、補助金の全部又は一部について概算払の請求をすることができる。

(消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告)

第14条 事業者は、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について、一部又は全部を補助対象経費とした場合には、当該補助対象事業完了年度の消費税及び地方消費税に係る報告を別紙第11号様式による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書に添付資料を添えて、速やかに大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第15条 大臣は、第8条の規定による補助対象事業の中止又は廃止の承認申請があった場合及び次の事由に該当する場合には、第5条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合。
- 二 事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- 三 事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- 四 事業者が、別紙誓約事項に違反した場合。

五 前4号に掲げる場合のほか、交付決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(返還命令)

第16条 大臣は、次の事由に該当する場合には、原則交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を付して命ずるものとする。

- 一 第13条ただし書の規定による概算払い請求が行われた補助金であって、第12条の規定による交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合。
- 二 前条の取消をした場合において、その取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合。
- 三 別紙第11号様式で報告した事業者のうち、補助金返還相当額が生じた場合。

2 大臣は、前条第1号から第3号の取消による返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第1項の補助金の返還時期は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 事業者は、補助対象経費で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。別に定める期間を経過しない財産(ただし、取得価格が50万円未満のものは除く。)については、大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、貸付け又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

2 事業者は、前項の財産の処分をしようとするときは、あらかじめ別紙第12号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の財産の処分について承認しようとするときは、当該財産を処分したことにより収入が生じたときは補助金の範囲内で全部又は一部を国に納付させることとする。

(帳簿の保管義務)

第18条 事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供するように保存しておかなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第19条 事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報(間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報その他秘匿することが必要な情報をいう。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表又は漏えいをしてはならない。

3 事業者は、補助事業の一部を第三者(この項において「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条に定める事項を遵守させなければならない。

- 4 事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為は、事業者による行為とみなす。
- 5 本条の記載事項は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

第20条 事業者は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、第5条から第12条まで及び第14条から前条までの規定に準ずる条件を付した交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

3 事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第14条ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

（実施要領）

第21条 第4条の申請書並びに第11条の実績報告書の記載方法その他この要綱の実施の細目は、旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金交付要綱実施要領に定めるところによる。

附 則

第1条 この要綱は、令和7年度第一次補正予算から施行する

（補助対象期間の始期）

第2条 令和7年度第一次補正予算における補助対象期間の始期は、令和7年12月16日とする。

○○ 御中

○○株式会社
代表取締役社長

暴力団排除に関する誓約書

私は、下記の各号に該当せず、また、将来にわたり該当しないことを誓約します。

記

誓約内容

- ① 法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 法人等の役員等（個人である場合はその者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

○○ 御中

○○株式会社
代表取締役社長

誓 約 書

この度、旅客自動車運送事業者の人材確保事業費補助金の申請にあたって、以下の内容について誓約いたします。

記

誓約内容

補助対象である二種免許取得予定者が、厚生労働省の人材開発支援助成金及び教育訓練給付制度の受給要件に該当しないこと。

以上

別表（第3条、第5条第1項、第12条関連）

| 補助金の名称 | 補助事業 | | 補助率 | 額の確定方法 |
|--|---|--|-------|--|
| | 補助対象経費の区分 | 内容 | | |
| 旅客自動車 運送事業に おける人材 確保支援事 業等（間接 補助） | 旅客自動車 運送事業に おける人材 確保支援事 業費等 | 旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びにこれらの者を構成員に含む団体による人材確保に要する経費（人材確保セミナー開催経費、広報業務に関する経費、二種免許取得に関する経費、女性運転者等の職場環境改善に資する設備の設置経費、カスタマーハラスメント対策に要する経費等） | 1 / 2 | — |
| 旅客自動車 運送事業に おける人材 確保支援事 業等（直接 補助） | 人件費 | 補助事業に従事する者の作業時間に対する人件費 | 定額 | 補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）とのいずれか低い額とする。 |
| | 調査費 | 補助事業を実施するために必要な調査に係る経費 | | |
| | 事務費 | 振込手数料、旅費、会議、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費 | | |

1. 「旅客自動車運送事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第一号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者
- ロ 同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者
- ハ 同号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者

2. 「自家用有償旅客運送者」とは、道路運送法第78条第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者をいう。

3. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。

4. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、別紙第11号様式に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

5. 補助対象事業者は「旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金を交付する者」とする。

6. 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。

第1号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者

令和 年度 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金
交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

1. 補助対象経費 金 円
2. 補助金交付申請額 金 円
3. 添付書類

- (1) 申請者の営む主な事業及びその内容
(2) 申請者の資産及び負債に関する事項
(3) 補助対象事業に関する収支予算書
(4) 区分内訳
(5) その他補助金の交付に関して参考となる書類
(注) ア. 申請者が地方公共団体である場合には、(1)及び(2)の書類を除く。
イ. (5)の「参考となる書類」の提出部数は1部とする。

（日本産業規格 A列4番）

殿

国土交通大臣

令和 年度 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付申請のあった標記補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定に基づき、通知する。

記

- 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助対象事業の内容の変更により当該補助対象経費が変更された場合における補助金の額が変更されたときは、別に通知する。

| | | |
|--------|---|---|
| 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 補助金の額 | 金 | 円 |
- 補助対象事業の内容及び当該補助対象経費の配分は別紙のとおりとする。ただし、修正を加えて交付決定を行ったものについては、別に示すとおりとする。
- 補助対象事業に係る手続については、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金交付要綱（令和〇年〇月〇日国自旅第〇〇号）に従わなければならない。

第3号様式（第6条第2項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者

令和 年度 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条の規定に基づき、下記の事項に不服があるので取下げます。

記

1. 補助金の額 金 円
2. 交付申請年月日
3. 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件
4. 同上理由

（日本産業規格 A列4番）

第4号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者

令和 年度 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金
計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業の（内容・経費の配分）を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. 添付書類
 - (1) 区分内訳
 - (2) その他必要な書類

(注) ア. 記3.(2)の「その他必要な書類」の提出部数は1部とする。

(日本産業規格 A列4番)

第5号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者

令和 年度 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、下記の事由により同事業を（中止・廃止）したいので申請します。

記

1. 補助対象事業を中止（廃止）する理由
2. 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
3. その他必要な書類

（注）ア. 記3.の「その他必要な書類」の提出部数は1部とする。

（日本産業規格 A列4番）

第6号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者

令和 年度 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金
事故報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業については、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する補助対象事業者の対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変化がある場合はその内容

（日本産業規格 A列4番）

第7号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者

令和 年度 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金
状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金に係
る補助対象事業について、下記のとおり補助事業の遂行及び収支の状況を報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

（日本産業規格 A列4番）

第 8 号様式（第 11 条関係）

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称

令和 年度 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金
事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象経費 金 円
2. 補助金充当予定額 金 円
3. その他参考となる事項
4. 添付書類
(1) 区分内訳

（日本産業規格 A 列 4 番）

第9号様式（第12条関係）

第 号
令和 年 月 日

殿

国土交通大臣

令和 年度 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金
額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった標記補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

確定補助金額 金 円

（日本産業規格 A列4番）

第 号
令和 年 月 日

支出官

国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
氏名又は名称

令和 年度 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金
支払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金について、下記のとおり支払を請求いたします。

記

1. 請 求 額 金 円
2. 受 取 人 ^{フリガナ}住所
(口座名義人) ^{フリガナ}氏名
3. 振込先金融機関及び支店名
4. 預 金 種 別
5. 口 座 番 号

(注)ア. 概算払いの場合については、表題の「支払請求書」の前に「概算払」の文字を入れ、文中の「額の確定」を「交付決定」に変更すること。

イ. 記 2. の受取人の住所及び氏名には、上段にカタカナで振り仮名を付けること。

ウ. 押印を省略する場合については、下欄に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記すること

本件責任者 : 連絡先 :
担当者 : 連絡先 :

第 11 号様式（第 14 条関係）

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称

令和 年度 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業の消費税及び地方消費税について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の額（交付要綱第 12 条の通知による確定額）金 円
 2. 補助金の額のうち消費税及び地方消費税相当額 金 円
 3. 2のうち仕入控除税額の対象にならなかった額 金 円
 4. 補助金返還相当額（2の額から3の額を差し引いたもの）金 円
- (注) ア. 添付資料として確定申告書等を添付すること。
イ. 補助金返還相当額が生じた場合にはその金額の返還を命ずる。

(日本産業規格 A 列 4 番)

第 12 号様式（第 17 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者

令和 年度 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金
財産処分承認申請書

令和 年度 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金により取得した
財産を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22
条の規定に基づき、下記により処分したいので申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分の理由
4. その他必要な事項

（日本産業規格 A 列 4 番）

令和 年度：旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金交付申請 区分内訳

補助対象事業者名

（単位：円）

| | 補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分) | 補助対象事業の名称 | 補助対象設備 | 補助対象事業の 着手及び完了予定日 | 補助対象経費 | 補助金額 | 備考 |
|---|--------------------------|-----------|--------|----------------------|--------|------|----|
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| ⋮ | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

令和 年度:旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金交付決定事業 区分内訳

補助対象事業者名

(単位:円)

| | 補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分) | 補助対象事業の名称 | 補助対象設備 | 補助対象事業の 着手及び完了予定日 | 補助対象経費 | 補助金額 | 備考 |
|---|--------------------------|-----------|--------|----------------------|--------|------|----|
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| ⋮ | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

令和 年度：旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金計画変更承認申請 区分内訳

補助対象事業者名 _____

(単位：円)

| | 補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分) | 補助対象事業の名称 | 補助対象設備 | 補助対象経費 | | 補助金額 | | | 備考 |
|---|--------------------------|-----------|--------|--------|-------|--------|-------|-----|----|
| | | | | 変更前金額 | 変更後金額 | 交付決定済額 | 今回申請額 | 増減額 | |
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| ⋮ | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | |

(注)

以前に交付決定変更があった場合、変更前金額欄及び交付決定済額欄は変更後の金額を記載する。

令和 年度:旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金 事業遂行状況表

補助対象事業者名

(単位:円)

| | 補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分) | 補助対象事業の名称 | 補助対象設備 | 補助対象経費 | 補助金額 | 実施額 | 差額 | 進捗率 (%) | 年度末までの 実施見込額 | 備考 |
|---|--------------------------|-----------|--------|--------|------|-----|----|------------|-----------------|----|
| 1 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| ⋮ | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |

(注)

以前に交付決定変更があった場合、補助対象経費欄及び補助金額欄は変更後の金額を記載する。

令和 年度:旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金事業完了実績報告 区分内訳

補助対象事業者名

(単位:円)

| | 補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分) | 補助対象事業の名称 | 補助対象設備 | 補助対象経費 | 補助金額 | 実施額 | 差額 | 補助金未受領額 | 備考 |
|---|--------------------------|-----------|--------|--------|------|-----|----|---------|----|
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| ⋮ | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | |

(注)

以前に交付決定変更があった場合、補助対象経費欄及び補助金額欄は変更後の金額を記載する。